

北広島町豊平診療所
通所リハビリテーション利用料金表（介護予防）

[令和3年5月1日現在]

1 介護保険給付対象サービス費用

介護保険の適用がある場合は、原則として利用料金のうち介護保険負担割合証に記載された割合分の料金を負担して頂きます。

【料金表】月額

要支援 1	20,530 円	要支援 2	39,990 円
-------	----------	-------	----------

○加算

種 類	利 用 料
科学的介護推進体制加算	(1月につき) 400 円
運動器機能向上加算	(1月につき) 2,250 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 要支援 1	(1月につき) 880 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 要支援 2	(1月につき) 1,760 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 要支援 1	(1月につき) 720 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 要支援 2	(1月につき) 1,440 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ（別途合計金額に加算）	4.7%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（別途合計金額に加算）	2.0%
○減算 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	要支援 1 (1月につき) ▲3760 円
	要支援 2 (1月につき) ▲7520 円
○減算 利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に利用した場合	要支援 1 (1月につき) ▲200 円
	要支援 2 (1月につき) ▲400 円

- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。
- ・要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- ・新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価として、令和3年9月まで基本報酬に0.1%上乗せしたものを請求します。

2 介護保険給付対象外サービス

食費	食材料費と調理コストを負担して頂きます。	(1日につき)	690円
行事食	希望により特別献立を提供します。 食費に右記料金が追加となります。	(1食につき)	363円(消費税込)
服薬ゼリー代	嚥下状態により提供します。	(1回につき)	40円
キャンセル料	当日キャンセルされた方は食材料費としてキャンセル料が発生します。 (食事提供者のみ)		690円
おむつ代	汚染、交換などでおむつを事業所でださせて頂いた場合おむつ代が必要になります。	紙オムツ(1枚) はくパンツ(1枚) パット(1枚) ビッグパット(1枚)	154円 154円 27円 44円
日用生活品費	サービス利用中に使用された生活品費について請求します。	シャンプー・ボディソープ 清拭タオル 食事用エプロン・おしぼり	22円 22円 22円
教養娯楽費	利用時のレクリエーションや作業代、各種行事代として請求します。	(1日につき)	55円
作業材料費	希望により個別で作業を行う場合、材料代として請求します。(希望される材料により費用は異なります。)		実費